

鴨 川 市 水 道 事 業 運 営 委 員 会 次 第

日 時 令和2年1月30日（木）

午後3時30分

場 所 鴨川市水道局 1階 会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

1. 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2. 令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

3. 令和2年度鴨川市水道事業会計予算

4 その他

5 閉 会

鴨川市水道事業運営委員会委員名簿

任期：2年
期間：自 平成31年4月1日
至 令和3年3月31日

氏 名	職 名	備 考
鈴 木 美 一	市 議 会 議 員	
福 原 三 枝 子	〃	
梶 恵 子	識見を有する者	
中 村 康 仁	〃	
高 梨 俊 和	〃	
田 仲 重 郎	〃	
和 泉 良 史	〃	

議案第 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
ように制定する。

令和2年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鴨川市水道事業の設置等に関する条例(平成17年鴨川市条例第144号)の一部
を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鴨川市病院事業の設置等に関する条例(平成17年鴨川市条例第147号)の一部
を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 提案理由

平成 29 年 6 月 9 日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）により地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正され令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

次の条例について条文の整備を行う。

- （１） 鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 144 号）【第 1 条】
- （２） 鴨川市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 147 号）【第 2 条】

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

【第 1 条】 鴨川市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 7 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 60 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 7 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 60 万円以上である場合とする。

【第 2 条】 鴨川市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が60万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が60万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 号

令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和元年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	事業収益	1,550,678 千円	619 千円	1,551,297 千円
第2項	営業外収益	305,620 千円	619 千円	306,239 千円
		支	出	
第1款	事業費	1,530,419 千円	2,616 千円	1,533,035 千円
第3項	特別損失	1 千円	2,616 千円	2,617 千円

第3条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 569,229千円は、過年度分損益勘定留保資金 396,807千円、減債積立金 131,547千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,875千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	340,078 千円	500 千円	340,578 千円
第3項	出資金	42,000 千円	500 千円	42,500 千円

第4条 予算第9条を「営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、80,263千円である。」に改める。

令和2年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

1) 令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益の収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業収益			1,550,678	619	1,551,297		
	2 営業外収益		305,620	619	306,239		
		4 他会計補助金	80,000	263	80,263	一般会計補助金	263
		5 県補助金	73,550	356	73,906	県補助金	356

支

出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業費			1,530,419	2,616	1,533,035		
	3 特別損失		1	2,616	2,617		
		2 災害による損失	0	2,616	2,616	災害による損失	2,616

1) 令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的収入			340,078	500	340,578		
	3 出資金		42,000	500	42,500		
		1 他会計出資金	42,000	500	42,500	一般会計出資金	500

2) 令和元年度鴨川市水道事業会計補正（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	千円	千円	千円
当年度純利益（△は純損失）	35,300	△ 1,967	33,333
減価償却費	452,282	0	452,282
引当金の増減額（△は減少）	360	0	360
長期前受金戻入額	△ 136,651	0	△ 136,651
固定資産除却損	680	0	680
未収金の増減額（△は増加）	1,393	0	1,393
未払金の増減額（△は減少）	2,878	0	2,878
たな卸資産の増減額（△は増加）	79	0	79
業務活動によるキャッシュ・フロー	356,321	△ 1,967	354,354
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 475,543	0	△ 475,543
負担金による収入	19,077	0	19,077
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 456,466	0	△ 456,466
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	279,000	0	279,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 376,060	0	△ 376,060
出資金による収入	42,000	500	42,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 55,060	500	△ 54,560
資金減少額	△ 155,205	△ 1,467	△ 156,672
資金期首残高	1,508,447	0	1,508,447
資金期末残高	1,353,242	△ 1,467	1,351,775

議案第 号

令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

1 提案理由

令和元年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第2号）を調整したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）収益的収入及び支出

収 入

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 事業収益		1,550,678	619	1,551,297
	2 営業外収益	305,620	619	306,239

支 出

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 事業費		1,530,419	2,616	1,533,035
	3 特別損失	1	2,616	2,617

（2）資本的収入及び支出

収 入

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		340,078	500	340,578
	3 出資金	42,000	500	42,500

3 補正概要

（1）収益的収入及び支出

（収入） 営業外収益の追加

（支出） 特別損失の追加

（2）資本的収入及び支出

（収入） 出資金の追加

(総則)

第1条 令和2年度鴨川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 18,300 戸
- (2) 年 間 総 給 水 量 5,234,919 m³
- (3) 一 日 平 均 給 水 量 14,342 m³
- (4) 主要な建設改良事業
建設改良事業費 523,076 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,538,553 千円
第1項 営業収益		1,233,220 千円
第2項 営業外収益		305,332 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		1,499,637 千円
第1項 営業費用		1,375,810 千円
第2項 営業外費用		103,826 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 637,962 千円は、過年度分損益勘定留保資金 441,699 千円、減債積立金 147,233 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,030 千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	300,001 千円
第1項 企業債	300,000 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円
支 出	
第1款 資本的支出	937,963 千円
第1項 建設改良事業費	523,076 千円
第2項 企業債償還金	394,887 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
清澄浄水場更新に伴う水道事業変更認可申請書作成業務委託	自 令和2年度 至 令和3年度	26,829

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	300,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入 れる資金について、利率の見直しを 行った後においては、当該見直し後 の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については その融通条件により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還 期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをす ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用
する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 178,658千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、80,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、61,127千円と定める。

令和2年 月 日提出

鴨川市長 亀田 郁夫

議案第 号

令和2年度鴨川市水道事業会計予算

1 提案理由

令和2年度鴨川市水道事業会計予算を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により議決を求める。

2 業務の予定量

業務名	本年度予定量	前年度予定量	比較
給水戸数	18,300 戸	18,200 戸	100 戸
年間総給水量	5,234,919 m ³	5,252,000 m ³	△17,081 m ³
1 日平均給水量	14,342 m ³	14,389 m ³	△47 m ³
主要な建設改良事業 建設改良事業費	523,076 千円	504,713 千円	18,363 千円

3 収益的収入及び支出

(1) 収入 (単位 千円)

科目	本年度予定額	前年度予定額	比較
第1款 事業収益	1,538,553	1,550,678	△12,125
第1項 営業収益	1,233,220	1,245,057	△11,837
第2項 営業外収益	305,332	305,620	△288
第3項 特別利益	1	1	0

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額	前年度予定額	比較
第1款 事業費	1,499,637	1,509,622	△9,985
第1項 営業費用	1,375,810	1,373,804	2,006
第2項 営業外費用	103,826	115,817	△11,991
第3項 特別損失	1	1	0
第4項 予備費	20,000	20,000	0

4 資本的收入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額	前年度予定額	比較
第1款 資本的收入	300,001	340,078	△40,077
第1項 企業債	300,000	279,000	21,000
第2項 負担金	0	19,077	△19,077
第3項 出資金	0	42,000	△42,000
第4項 固定資産売却代金	1	1	0

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額	前年度予定額	比較
第1款 資本の支出	937,963	900,773	37,190
第1項 建設改良事業費	523,076	504,713	18,363
第2項 企業債償還金	394,887	376,060	18,827
第3項 予備費	20,000	20,000	0